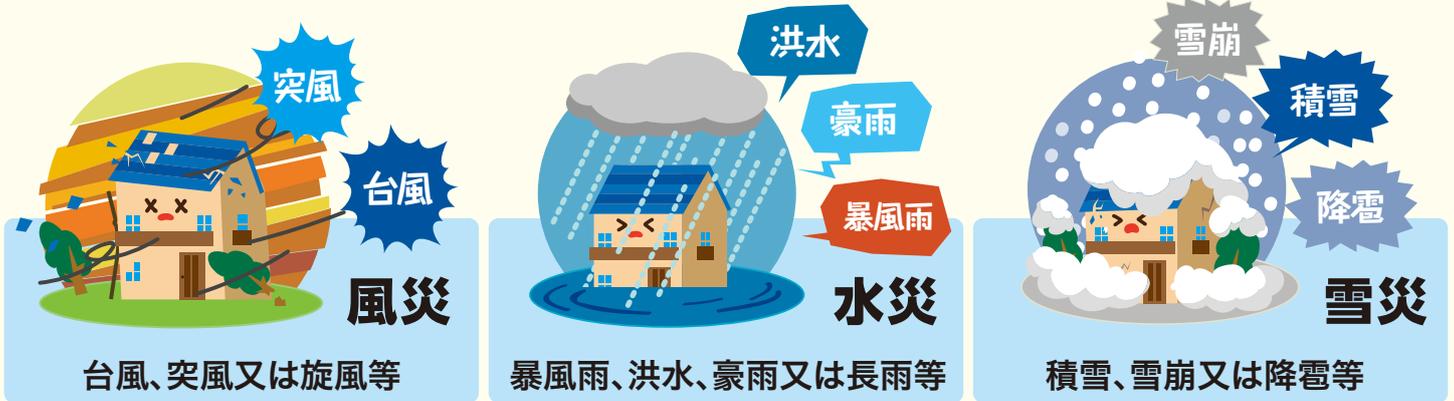


# 風水雪害特約共済

近年、台風、局部的豪雨、豪雪などの自然災害が多発!!

※風災、水災、雪災により、建物又は動産に20万円以上の損害を受けた場合、共済金が支払われます。  
詳しくは、しおりをご参照ください。



自然災害(台風・豪雨・大雪等)被害状況

年	災	住家被害(棟)		
		全壊・半壊	床上浸水	合計
平成20-24年		2,169	4,523	6,692
平成25-29年		2,826	3,945	6,771

※上記棟数は、過去10年間における5か年毎の平均値である。

■ 1口当たりの掛金額

木造	基本契約	特約契約	耐火造	基本契約	特約契約
450円	300円	+150円	350円	200円	+150円

お得に安心!  
特約契約150円を  
プラスで最高限度額が  
3,000万円になります。

■ 最高限度額

風水雪害 共済金	600万円	+	風水雪害 特約共済金	2,400万円	最高限度額	3,000万円
-------------	-------	---	---------------	---------	-------	---------

■ 契約の方法

火災共済契約(基本契約)に附帯して、風水雪害特約契約を締結していただくこととなります。

基本契約口数が建物64口、 動産32口を超えない場合	特約契約口数は 基本契約と同口数	基本契約口数が建物64口、 動産32口を超える場合	特約契約口数は 建物64口、動産32口が上限
-------------------------------	---------------------	------------------------------	---------------------------

■ 風水雪害及び風水雪害特約共済金の最高限度額

【建物】

区分	契約金額	契約口数	共済金の 最高限度額
基本契約 (風水雪害共済金)	4,000万円	80口	400万円
特約契約 (風水雪害特約共済金)	3,200万円	64口	1,600万円
合計			2,000万円

【動産】

区分	契約金額	契約口数	共済金の 最高限度額
基本契約 (風水雪害共済金)	2,000万円	40口	200万円
特約契約 (風水雪害特約共済金)	1,600万円	32口	800万円
合計			1,000万円

## ■共済金の算出方法

### 基本契約分(風水雪害共済金)

物件の再取得価額に対する損害の割合により、契約口数に下表の1口当たり支払額を乗じて得た額を支払います。

損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支払額
全 部	50,000円
$\frac{1}{2}$ 以上	25,000円
$\frac{1}{3}$ 以上	15,000円
$\frac{1}{3}$ 未 満	3,000円

### 特約契約分(風水雪害特約共済金)

$$\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{物件の再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$$

$$\text{上記損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額} \times \frac{1}{2} = \text{風水雪害特約共済金}$$

※損害額の $\frac{1}{2}$ が限度です。

## ■共済金の支払事例

事例 台風により全壊(損害額:建物2,000万円 動産1,000万円)し、残存物取片付費用が100万円生じた。

契約内容

**3,000万円**

建物 2,000万円(40口)  
動産 1,000万円(20口)

	再取得価額	契約金額
建物	2,000万円	2,000万円(40口)
動産	1,000万円	1,000万円(20口)

### 基本契約分

#### 風水雪害共済金 (1口当たりの掛金額 = 木造300円、耐火造200円)

風水雪害共済金	300万円
建物 1口当たり支払額 50,000円 × 40口 = 200万円	300万円
動産 1口当たり支払額 50,000円 × 20口 = 100万円	

臨時費用共済金 300万円 × 0.15 = 45万円 **45万円**

残存物取片付費用共済金 300万円 × 0.05 = 15万円 **15万円**

**A** 計 360万円

### 特約契約分

#### 風水雪害特約共済金 (1口当たりの掛金額 = 木造150円、耐火造150円)

風水雪害特約共済金	1,500万円
建物 損害額 2,000万円 × $\frac{\text{契約金額} 2,000\text{万円}}{\text{物件の再取得価額} 2,000\text{万円} \times 0.8} = 2,500\text{万円}$ ※2,000万円 × $\frac{1}{2} = 1,000\text{万円}$	1,500万円
動産 損害額 1,000万円 × $\frac{\text{契約金額} 1,000\text{万円}}{\text{物件の再取得価額} 1,000\text{万円} \times 0.8} = 1,250\text{万円}$ ※1,000万円 × $\frac{1}{2} = 500\text{万円}$	

※印の金額は、損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額となります。

臨時費用共済金 1,500万円 × 0.15 = 225万円 **225万円**

残存物取片付費用共済金 1,500万円 × 0.05 = 75万円 **75万円**

**B** 計 1,800万円

## 風水雪害特約契約の場合

基本契約分  
(風水雪害共済金)

**A** 360万円

に

特約契約分  
(風水雪害特約共済金)

**B** 1,800万円

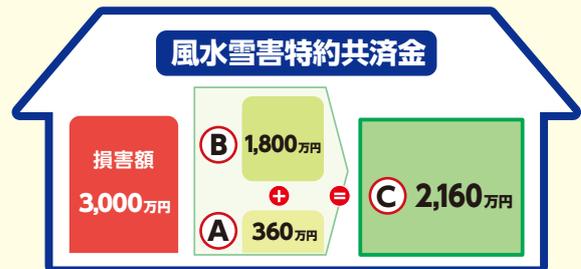
をプラスした

(**A** + **B**)の支払いになります!

**C** 2,160万円



特約契約の場合



本会は、全国市長会が全国各市の要望に応じて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に創設された組合です。創設以来、都市職員の生活の安定と向上に向けて共済事業を実施しております。



生活協同組合

厚生労働大臣認可 全国都市職員災害共済会

フリーダイヤル

0120-753-375

事業部 火災共済

FAX.03-3262-2795

URL <http://www.toshiseikyo.or.jp>